

仕様書

1, 件名

令和6年度山梨県立学校入学生に向けた学習者用端末の調達業務

2, 目的

山梨県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、県立高等学校及び県立特別支援学校高等部において、生徒1人1台端末を活用して、すべての子どもたちの可能性を引き出す学びを推進するため、保護者の負担による学習者用端末の整備を行うこととしている。

このことを踏まえ、教育委員会が端末調達業者（以下「調達業者」と言う。）及び購入価格等を決定のうえ、調達業者の斡旋を行うことにより、スケールメリットによる生徒（保護者）負担の軽減及び学校の事務負担の軽減を図りつつ、円滑な調達を実現させることを目的とする。

3, 本調達の概要

- (1) 教育委員会は、令和6年度山梨県立学校入学生に向けた学習者用端末の調達業務について、公募型プロポーザルを実施し、提案する端末及び調達手続きの設計などを総合的に評価したうえ、最も評価が高かった事業者を調達業者として生徒（保護者）に斡旋する。
- (2) 提案端末は、「別紙1 端末等の仕様」を満たすものとする。
- (3) 提案端末は教育委員会に提示した金額をもって生徒（保護者）への端末販売価格とし、調達業者は調達に関する協定を教育委員会と締結する。
- (4) 調達業者は提案した販売の枠組み（ECサイト）を構築・運用し、生徒（保護者）はその枠組みを活用し、学校を介さずに直接調達業者と端末購入手続きを行う。
- (5) 学校は端末代金の徴収を行わないため、調達業者が収納代行する。
- (6) 生徒（保護者）の購入手続きによる発注後、調達業者は納入期限までに端末を納入する。

4, 端末等の仕様

別紙1のとおり。

5, 想定調達数量・価格の上限について

別紙仕様を満たす端末を各1種類ずつ準備すること。

- (1) 想定調達数量（詳細は別紙2のとおり）

A 端末 4,611 台程度 内訳 県立高校（定時制含む）：4,563 台 特別支援学校：48 台

B 端末 103 台程度 内訳 特別支援学校：103 台

ただし、想定調達数量は予定であり、以下の（ア）及び（イ）の場合等により増減することがある。これにより、購入台数が減った場合であっても減った台数を教育委員会が補償して購入するものではない。また、購入台数が増えた場合にも対応できるようにすること。

（ア） 入学者等の増減があった場合

（イ） 本仕様で定める提案端末を購入せず、教育委員会が示す仕様を満たす他の端末を学習者用端末として使用する入学者がいる場合

(2) 価格の上限について

	端末1台の上限額(税込)	オプションでの購入項目
A 端末	80,000 円 (本体・キーボード、3年間の保証)	・スタイラスペン ・A 端末1年間の保証延長
B 端末	75,000 円 (本体・キーボード)	・B 端末3年間の保証 (※A 端末に提案する保証内容と同様のもの)

6. 納入期限

- (1) 納入期限は令和6年5月末までとする。ただし、天災その他避けることのできない理由により期限内に納入を完了できない場合は、延期理由の発生後直ちに教育委員会と協議することとし、教育委員会がやむを得ないと判断した場合は、納入期限の延期を認めることとする。
- (2) 詳細な納入スケジュールについては、調達業者と教育委員会でスケジュール調整を行い、決定するものとする。

7. 納入場所

- (1) A 端末の納入場所は生徒(保護者)が購入時に指定する場所に納入するものとする。
- (2) B 端末の納入場所は、各学校に納入するものとする。

8. 購入プロセス

- (1) 端末・付属品・保証に関するもの
 - (ア) 別紙1のとおりとする。
- (2) 購入の枠組み等に関するもの
 - (ア) 生徒(保護者)による購入手続は、原則として、令和6年3月15日(金)から同年4月30日(火)までとし、同年5月末までの納入とすること。また、やむを得ず、原則とする期間に購入せずに、5月以降に購入を希望する生徒(保護者)が出た場合を想定し、同年9月30日(月)までは購入可能な体制を維持しておくこと。なお、5月以降の購入手続に対する生徒(保護者)への納入は1ヶ月程度で行うこと。
 - (イ) 学校ごとに購入手続きフォーム等を分ける必要はないが、学校と生徒(保護者)の情報が紐付くようにすること。その際、生徒(保護者)が自らの学校を正確に選択することができる措置を施すこと。
 - (ウ) 購入品目は端末及び仕様書に含まれる付属品、ハードウェア保証をパッケージとし、このパッケージのみの購入とすること。また、A 端末の購入者にはスタイラスペン及び保証期間の1年間延長を、B 端末の購入者にはA 端末で提案する保証内容(3年間)をそれぞれオプションとして購入出来るようにすること。
 - (エ) 支払金額について、一括払い、分割払いの支払方法を選択できるようにすること。
 - (オ) 支払い方法として、コンビニ払い及びクレジットカード払いに対応すること。
 - (カ) 購入方法、操作方法、支払方法等について、生徒(保護者)からの質問に対するサポート体制を整えること。
 - (キ) 調達業者は、生徒(保護者)が購入してから2週間以内に、ECサイト上から領収書をダウ

ンロードできるようにすること。領収書は、購入した端末、保証、オプションの金額の内訳が分かるようにすること。

(ク) 購入は生徒（保護者）が行うため、生徒（保護者）に対して購入方法等を示したチラシを作成すること。

※チラシの印刷枚数及び納入時期については、協定締結後に別途指示する。

※チラシの納入先は、各学校とする。

(ケ) 令和 6 年度入学生以外は端末を購入できない仕組み及び 1 人 1 台しか買えない仕組みを構築すること。ただし、教育委員会と調達業者の協議により決定した生徒（保護者）は購入可能とする。

(コ) 学校に納入する機器については、外箱を開封せずとも「誰が注文した機器か」判別できるように、宛名を記した紙や注文伝票の貼付など、取り違え等せずに受け渡せるようにするとともに、学校に納入する 1 週間前までに、学校ごとの引き渡し一覧表（番号、生徒名、品目、数量等）を作成し、教育委員会に電子データ（Microsoft Excel2016 形式、学校ごとにファイル作成）を提出すること。

(サ) 各学校で生徒（保護者）の購入状況が把握できるよう、学校毎に 4 月 19 日、4 月 26 日、5 月 2 日、5 月 10 日時点の購入情報を教育委員会に提出すること。複数の課程がある学校は、それぞれの課程毎に購入情報を提出すること。また、指定した日以外にも、教育委員会より、購入情報の提出を求めることがあるので、その都度、対応すること。

(シ) 購入期間終了後、速やかに購入情報を学校別、生徒別に一覧整理し、電子データ（Microsoft Excel2016 形式）で教育委員会に提出すること。

9. その他

- (1) 本仕様書に係る全ての費用（E C サイト運用費用、運搬、搬入等に要する一切の経費を含む）を端末価格に含めて販売すること。
- (2) 納品時までに判明した不具合や納品後に判明した不具合（リコール）並びに初期不良については、調達業者がメーカーと協力して、該当する機種全台を対象に部品交換等の改善措置を講ずること。
- (3) 端末購入・故障にあたっての生徒（保護者）・教員等からの問合せに対して迅速に対応を行うこと。なお、合格発表から購入まで問い合わせの増加にも対応できる体制を整えること。特に問合せが多い事項について教育委員会に報告するとともに、必要に応じて対応マニュアルを作成すること。
- (4) 端末設定方法や手順について、教育委員会が別途委託する「生徒学習用端末管理保守業務」による設定マニュアル作成に情報提供等協力すること。
- (5) 調達業者は、提案する A 端末 2 台を令和 6 年 2 月から令和 6 年 8 月末まで貸し出すこと。なお、貸し出した端末は教育委員会で初期化した上で返却する。
- (6) 調達業者は、販売する端末の仕様や不具合に関する情報を収集し、必要に応じて教育委員会へ報告すること。
- (7) 端末について、希望者全員が購入できるようにすること。
- (8) 経済的な事情により E C サイトで購入することができない世帯については、教育委員会が別途用意する予定である給付金制度に基づき、教育委員会から端末価格の全額または半額を直接調達業者に支払う場合もあるので、対応すること。請求書については、全額給付の場合は教育委員会に送付

し、半額給付の場合は、端末価格の半額分の請求書を教育委員会と保護者にそれぞれ送付すること。
対応の詳細については都度、教育委員会と調達業者が協議して決定するものとする。

- (9) 端末等機器の納入に用いた梱包資材等（機器を個別梱包する外箱を除く）については、調達業者の責任において持ち帰り、処分すること。
- (10) 本業務に関する個人情報等の情報漏洩、改ざん、紛失、破壊などの事故が生じた又は生じるおそれがあることを知った時は速やかに教育委員会に報告し、教育委員会の指示に従うこと。
- (11) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合については、その都度、教育委員会と調達業者が協議して決定するものとする。

別紙1 端末等の仕様

1,仕様

下記仕様を満たす、端末を選定すること。

①A端末 (Windows 端末)

仕様	
OS	Microsoft Windows 11 Pro または Microsoft Windows 11 Pro Education 以上
CPU	インテル®Celeron®プロセッサ N5100 相当以上または Pentium®SilverN6000 プロセッサ相当以上 (ただし、ARM ベースのプロセッサはアプリケーションの都合上認めない。)
メモリ	8GB 以上
ストレージ	SSD 128GB 以上(フラッシュメモリ (eMMC/UFS) も可)
画面	10 インチ以上 13.5 インチ以下、解像度 1,280×800 ドットまたは 1,366×768 ドット以上、静電容量方式タッチパネル (マルチタッチ)、ペン入力対応
無線	IEEE 802.11 a/b/g/n/ac 以上、Bluetooth4.2 以上対応
キーボード	Bluetooth 接続でない日本語キーボード。タッチパッド付き。
形状	<ul style="list-style-type: none"> ・2in1 タイプ (タブレット及びノート PC スタイルで使用可能であること) ・コンバーチブル式及びデタッチャブル式問わない。
サイズ	横幅 320mm 未満、縦 260mm 未満、厚さ 29mm 未満であること。(キーボード装着時)
カメラ機能	インカメラ (HD 画質・90 万画素以上)・アウトカメラ (200 万画素以上)
音声接続端子	マイク・ヘッドフォン端子×1 以上
サウンド	マイク、スピーカー内蔵
外部接続端子	USB3.0 準拠×1 以上 (内、Type C×1 以上) (ただし、USB 端子を AC アダプタの接続ポートとして兼用する場合は2つ以上を必須とする)
バッテリー	<ul style="list-style-type: none"> ・JEITA バッテリー動作時間測定法 (Ver2.0) により駆動時間 10 時間以上 ・バッテリー交換が可能であること (有償・引取交換の場合を含む)
重さ	1.5kg 未満 (本体及びキーボードの合計)
堅牢性	<ul style="list-style-type: none"> ・75センチ程度の落下、防塵、耐震について耐久性が確認されているもの。 ・防滴性能を有していること。
保守・保証	「2,保証内容」 のとおり
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本県が保有するライセンス (Microsoft365 A5) を本端末に適用するため、Microsoft365 Education GIGA Promo ライセンス及びそれらに関する初期設定は不要。 ・AC アダプタ (メーカー純正品) が附属すること。 ・マウスは不要。

2,オプションとする項目

スタイラスペン	<ul style="list-style-type: none"> ・当該端末画面上での文字入力に適したペン。 ・メーカー純正品、または純正品同等性能を有するサードパーティー製でも可。 ・スタイラスペンを使った入力等操作にドライバ等ソフトウェアが必要な場合は、当該ソフトウェアを無償でインストールできるようにし、入手方法の明示及び購入者からの問合せに対応できるようにすること。 <p>※提案する端末に適合するスタイラスペンが標準で付属する場合は、オプションで購入できるようにする必要はない。</p>
保証期間	保証期間の延長 (+1年)。

②B 端末 (iPad 端末)

仕様	
OS	<ul style="list-style-type: none"> • Apple iPad OS 17 以上 • 本体と同一メーカーが提供するOS (OSのライセンスを含めること)
CPU	Apple A13 Bionic チップ以上
ストレージ	64GB 以上
画面	<ul style="list-style-type: none"> • 10.2 インチ以上12.3 インチ以下 • IPSテクノロジー搭載 • 解像度は2,160 ドット以上×1,620 ドット以上 • 画素密度は264ppi 以上
無線	IEEE 802.11 a/b/g/n/ac 以上、Bluetooth4.2 以上対応
形状	タッチパネル対応液晶搭載タブレット
サイズ	縦 281mm 以下、横 215 mm 以下、厚み 8mm 以下 (本体のみ)
カメラ機能	<ul style="list-style-type: none"> • 前面：12 メガピクセル以上 • 後面：8 メガピクセル以上
キーボード	<ul style="list-style-type: none"> • 端末に対応する完全に脱着できるメーカー純正品又は同等以上 • JIS 準拠キーボード配列 • スタンド機能を有していること。 • ディスプレイカバーとしても利用できること。 • 本体と接続でき、ペアリングや充電が不要であること。
サウンド	マイク、スピーカー内蔵
外部接続端子	Lightning コネクタまたは USB-C コネクタ×1 以上
バッテリー	駆動時間約 8 時間程度以上のバッテリーを内蔵すること
保証	1 年間のメーカー保証を付すこと。
その他	<ul style="list-style-type: none"> • 20W USB-C 電源アダプタ (メーカー純正品) が附属すること。 • マウスは不要。 • 購入した端末は教育委員会が契約する Apple School Manager に ADE (Automated Device Enrollment) 登録出来ること。

2, オプションとする項目

追加保証	「2, 保証内容」に基づき提案する保証に 3 年間加入する。
------	--------------------------------

2, 保証内容

- (1) 保証対象物は別紙1において納入されるもの（オプションのものを除く）とする。
- (2) A端末の保証期間は3年間とする。なお、購入時に生徒（保護者）が別途費用負担することで保証期間を4年間にできるようにすること。
- (3) 正常に使用したにもかかわらず、保証対象機器に生じた内部の不具合等でメーカーの保証規定内の保証対象となる故障（自然故障）は保証の対象とする。
- (4) 場所を問わず、破損、破裂、水濡れ、水没、天災（地震、噴火、津波を除く）等の外部的な要因に起因する保証対象機器の機能が正常に動作しなくなる等の故障（物損故障）について、保証の対象とする。
- (5) 修理不能な故障や、メーカーでの修理に必要な部品や故障機器と同一の製品が調達できない場合には、代替品の提供が可能であること。
- (6) 故障機器の引取り及び修理品・代替品の受渡しの対応並びにその際に発生する送料等の費用については、保証に含まれること。
- (7) 代替機器の提供についてはできるだけ速やかに行うこと。

3, 特記事項

- (1) 端末は、製造したメーカー正規代理店の正式なサポートを受けられる製品であること。
- (2) 端末の選定にあたっては、「6, 納入期限」に定める期限までの納入が可能なモデルとすること。
- (3) 端末を選定するにあたっては、サプライチェーン・リスクに考慮した端末を選定すること。

別紙2 令和6年度山梨県立学校入学者数（見込み）

A 端末（Windows）

番号	学校名	所在地	台数(予定)	備考
1	北杜高等学校	北杜市長坂町渋沢 1007-19	170	
2	韮崎高等学校	韮崎市若宮 3 丁目 2-1	237	定時制含む
3	韮崎工業高等学校	韮崎市龍岡町若尾新田 50-1	154	
4	甲府第一高等学校	甲府市美咲 2 丁目 13-44	220	
5	甲府西高等学校	甲府市下飯田 4 丁目 1-1	100	
6	甲府南高等学校	甲府市中小河原町 222	228	
7	甲府東高等学校	甲府市酒折 1 丁目 17-1	228	
8	甲府工業高等学校	甲府市塩部 2 丁目 7-1	290	定時制含む
9	甲府城西高等学校	甲府市下飯田 1 丁目 9-1	246	
10	甲府昭和高等学校	中巨摩郡昭和町西条 3000	228	
11	農林高等学校	甲斐市西八幡 4533	146	
12	巨摩高等学校	南アルプス市小笠原 1500-2	196	定時制含む
13	白根高等学校	南アルプス市上今諏訪 1180	130	
14	青洲高等学校	西八代郡市川三郷町市川大門 1733-2	70	
15	身延高等学校	南巨摩郡身延町梅平 1201-2	80	
16	笛吹高等学校	笛吹市石和町市部 3	225	
17	日川高等学校	山梨市一町田中 1062	200	
18	山梨高等学校	山梨市上神内川 194	143	定時制含む
19	塩山高等学校	甲州市塩山三日市場 440-1	109	
20	都留高等学校	大月市大月 2 丁目 11-20	179	定時制含む
21	上野原高等学校	上野原市八ツ沢 555	85	
22	都留興譲館高等学校	都留市上谷 5 丁目 7-1	193	
23	吉田高等学校	富士吉田市下吉田 6 丁目 17-1	228	
24	富士北稜高等学校	富士吉田市新西原 1 丁目 23-1	222	
25	富士河口湖高等学校	南都留郡富士河口湖町船津 6663-1	160	
26	中央高等学校	甲府市飯田 5 丁目 6-23	68	定時制
27	ひばりが丘高等学校	富士吉田市上吉田東 4 丁目 3-1	28	定時制
28	盲学校	甲府市下飯田 2 丁目 10-2	0	特別支援学校
29	ろう学校	山梨市大野 1009	0	特別支援学校
30	桃花台学園	笛吹市石和町中川 1400	48	特別支援学校
		合計	4611	

B 端末（iPad）

番号	学校名	所在地	台数(予定)	備考
1	甲府支援学校	甲府市下飯田 2 丁目 10-3	7	特別支援学校
2	あけぼの支援学校	韮崎市旭町上篠南割 3251-1	7	特別支援学校
3	わかば支援学校	南アルプス市有野 3346-3	50	特別支援学校
4	やまびこ支援学校	大月市猿橋町桂台 3 丁目 31-1	2	特別支援学校
5	ふじざくら支援学校	南都留郡富士河口湖町船津 6663-1	8	特別支援学校
6	かえで支援学校	甲府市善光寺町 2 丁目 25-1	29	特別支援学校
		合計	103	